



No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
B	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線

- : 熊野街道
- - - : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域) です。